

第25回高崎市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年7月5日(火) 午後1時28分から午後3時00分まで

2 開催場所 高崎市役所17階 第172会議室

3 出席委員(23人)

1番	清水 静枝	2番	浦恩城 由子
3番	佐藤 勲	5番	寺崎 正親
6番	酒井 孝	7番	今井 隆
8番	須田 直子	9番	信澤 健治
10番	中沢 幸子	11番	山田 孝夫
12番	井田 裕	13番	大河原 藤雄
14番	塚越 勤	15番	永井 保伸
16番	飯塚 大輔	18番	福田 敬一
19番	石井 多加志	20番	清水 悟
21番	松田 健	22番	飯野 利貞
23番	新井 元	24番	堀越 良和
25番	吉田 春美		

4 欠席委員(1人) 17番 加藤 精一

5 職務のため出席した事務局職員

事務局長	八木 秀明
局長補佐	河野 一則
係長	羽鳥 大樹
係長	荒木 聡
主査	石井 孝磨
主任主事	清水 賢太郎
主任主事	飯塚 淳
主任主事	岩井 道裕
主事	新井 諒

6 職務のため出席した農林課職員

課長補佐
主任主事

吉 岡 雄一郎
佐 藤 裕 徳

7 議事日程及び付議事項

- 日程第1 議事録署名委員の指名及び書記の任命について
- 日程第2 議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について
- 日程第3 議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について
- 日程第4 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第6号 農地法関係非農地証明願について
- 日程第8 議案第7号 高崎市農用地利用集積計画の決定について
- 日程第9 議案第8号 調査班長及び副班長の互選について
- 日程第10 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出受理について
- 日程第11 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出受理について
- 日程第12 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第13 報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について
- 日程第14 申合せ第1号 農業委員会の法令遵守の申合せ決議について
- 日程第15 申合せ第2号 令和4年度情報活動の推進に関する申合せについて

◎開 会

午後 1時28分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（八木秀明） 皆さん、こんにちは。定刻前でございますが、皆さんおそろいですので始めさせていただきます。

第25回農業委員会総会に当たりまして、まず最初に、今井会長よりご挨拶をいただきたいと思えます。

今井会長、よろしくお願いします。

○会長（今井 隆） 委員の皆様、こんにちは。先日の猛烈な暑さもようやく収まりまして、ここでちょっと一雨欲しいところなのですけれども、なかなか雨が、まとまった雨が降らないので、皆さんも大変なご苦労をしているのではなかろうかと思うのですけれども。とにかく農業というのは天候に左右される職業なので、皆さん大変な思いをされていると思います。こういう大変な思いをしていることを消費者にも、もうちょっと発信していったほうがいいのではないかななんて思うわけですが。

過日のひょうの被害でまた新たに支援策ということで、皆さんも見ているかな、新聞紙面に、おとといでしたかな、載っていたと思うのですけれども。県と市のほうで支援するというところで、被害を受けた果樹の樹勢を勢いよくさせる、あと農薬をするという、その費用に関して10分の10ですか、だから、満額出るのですかね。それと、農業用施設の修復するのに10分の5ですか、県と市で、また市のほうも新たに支援するというところで10分の5。だから、半額支援するということになっております。また、借入れする場合に、今回全滅になってしまったよなんて、収穫、全然できないということで、大変な方、借入れする方もおられると思うのですけれども、そういう方の利息だとか、そういう保証費ですか、保証金ですか、それは県と市のほうで出すということで、発表になりました。少しでも皆さん、いろいろ経費、そうでなくも、肥料だ、資材費だ、結構上がるので、少しでもそういう支援策をしていただければ、またありがたいと思います。また、明日の農振除外の協議会で只石部長さんのほうからそんな話も出るかもしれませんけれども。

また、明日は今日に続いて除外の協議会ということでよろしくお願い申し上げます。また、今回の総会は、新たに班長さん、副班長さんを決めます。そういうことでちょっといろいろ議案ありますけれども、よろしくお願い申し上げます。挨拶といたします。

○事務局長 ありがとうございます。

それでは、この後の議事進行につきましては、今井会長にお世話になりたいと思います。

今井会長、よろしくお願い申し上げます。

○会長 それでは、ただいまから第25回農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、委員の出席状況を報告させていただきます。本日は、1名の方が欠席との連絡がご

ございました。議席番号17番、加藤精一委員から欠席との連絡でございます。そういうことで、本日の出席委員は、全員24名のところ23名ということで過半数を超えておりますので、総会は成立いたします。

以上、諸般の報告を終わりました、続きまして、議事録署名委員の指名及び書記の任命を行います。

まず初めに、議事録署名委員を皆さん指名してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 分かりました。それでは、議席番号5番寺崎正親委員及び22番飯野利貞委員の両名を指名いたします。なお、書記は事務局の新井主事を任命いたします。よろしくお願い申し上げます。

それでは、これより議事進行をさせていただきます。

まず初めに、皆さんから発言される場合は、挙手の上、議席番号と氏名を述べてからご発言のほどをお願いいたします。

それでは、早速、議案のほうへ入ります。

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

農地法の規定による許可処分の取消についての申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

1番 当初許可の内容は、農地法第5条許可、契約の内容は使用貸借、転用目的は一般住宅でございまして、平成4年7月20日許可、群馬県指令西農第1094号でございました。取消しを願い出る理由につきましては、住宅を建築する計画がなくなったためとのこととでございます。

以上、農地法関係許可取消願につきましては、1件でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○会長 取消願の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから何か質疑等ございましたら、よろしくお願い申し上げます。

これと異議がなければ承認してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することにいたします。

続きまして、議案第2号に移ります。

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

1番 当初許可の内容は、農地法第5条許可、契約の内容は売買、転用目的は一般住宅でございまして、令和2年1月22日許可、高農委指令第1539号でございました。変更の理由につきましては、住宅を建築する計画がなくなったためとのこととでございます。変更後の計画につきましては、契約の内容は売買、転用目的は一般住宅でございます。なお、こちらの案件につきましては、計画変更後の5条許可申請、議案書14ページ、議案第5号ナンバー1が提出されております。

2番 ご説明の前に議案書に追記をお願いいたします。備考欄にございます当初許可の箇所にホワイトボードにも書かせていただきました（一時転用）（令和2年8月24日～令和12年8月23日）と追記をお願いいたします。

当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございまして、令和2年8月24日許可、高農委指令第1321号でございました。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は令和2年8月24日から令和12年8月23日までの10年間でございます。変更の理由につきましては、IDの譲渡に伴い事業者を変更するためとのこととでございます。変更後の計画につきましては、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は令和4年7月22日から令和12年8月23日までの8年1か月でございます。また、関連案件といたしましては、計画変更後の4条許可申請、議案書12ページ、議案第4号ナンバー3が提出されております。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請は2件でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 計画変更申請の説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから何か質問等ございますでしょうか。

よろしければ承認しますけれども、いいですか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。

続きまして、議案第3号に移ります。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は賃貸借、農業経営の規模拡大を図るため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

2番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

3番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

4番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

5番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

6番 契約内容は贈与、農業経営拡大のため申請地を譲り受けて耕作したいという申請でございます。

7番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

8番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

9番 契約内容は使用貸借、農業経営拡大のため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

10番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

11番 契約内容は売買、農業経営の規模拡大を図るため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

12番 契約内容は地役権の設定、申請地地中に隣地で使用する水道管を埋設するため地役権を設定したいという申請でございます。なお、関連案件といたしまして、議案書24ページ、議案第5号ナンバー47及びナンバー48の5条許可申請が提出されております。

13番 取下げでお願いいたします。本案件は、先月の総会にて農地法第3条の許可申請ではなく、利用権も視野に入れて検討し直したいとの申出により保留とさせていただいた案件でございます。その後、申請当事者間で協議をした結果、利用権の申請をすることとなりました。

14番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請は、取下げ1件を除く、13件でございます。なお、この13件につきましては、別添「農地法第3条調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しない、または、ただし書に該当するため、許可要件の全てを満たしているものと考えられますこ

とをご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 3条の説明が終わりました。

13番、取下げ、それ以外のものについて、これより審議いたしましょう。この中で、先日、南部の事前協議のときに地元の委員から、このナンバー3に関していろいろ意見ございまして、事務局も事細かくいろいろ調べてきて、本人も納得いくように説明したのですけれども、なかなか本人も考えているようです。

どうでしょう、前回保留ということで、皆さんから、もし何か意見ございましたら、よろしくお願いいたします。

皆さんからなければ、事務局サイドから説明いただいたほうがいいでしょうかね。いいですか。

○全員 はい。

○会長 では、お願いします。

○事務局 先月の総会で一度保留になった件について、話の整理をさせていただくと、主に3点です。

まず擁壁について、現地を確認した結果、数十センチ、高いところ四、五十センチであり、過大なものではありませんでした。また、盛土についても、作業効率だったり、2枚の農地、田んぼを一体的に使うということで、要は農地として効率的にやっていきたいのだというところで実施したということが確認ができました。あと、最後の1点なのですけれども、本来であれば、こういった盛土をするとか、擁壁をするとか、農地を改良したい場合は農業委員会に農地の改良届ということで手続きしていただくのですけれども、そういったものもなく、それで事務局としても、ちょっと状況が見えないところがあったのですが、今後は農業委員会に一度相談していただいたり、あとはその手続、農地の改良届を出してくださいということで代理人さんには伝えさせていただきました。

以上です。

○会長 今、事務局からこれまでの説明ございました。

皆さんから意見等はございますでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可といたします。

続きまして、議案第4号のほうに入ります。

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1 番 自宅の老朽化に伴い申請地に住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

2 番 申請地を駐車場として整備し貸し付けたいという貸露天駐車場の申請でございます。

3 番 営農型発電の名義を変更し引き続き売電したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございますので、転用期間が定められております。転用期間は、令和4年7月22日から令和12年8月23日までの8年1か月でございます。また、関連案件といたしましては、さきにご審議いただきました議案書5ページ、議案第2号ナンバー2の計画変更申請が関連案件でございます。

以上、農地法第4条の規定による許可申請は3件でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質問等をお受けいたします。

○9番信澤委員 9番、信澤なのですけれども。

○会長 はい、お願いします。

○9番信澤委員 これは転用期間が前に書いてある令和2年8月の24日からではないのですか。

○事務局 前にあるのは当初許可の内容です。

○会長 当初許可の。そうか、そうか、土地のね。

○9番信澤委員 分かりました。すみません。

○会長 分かりましたか。よろしいでしょうか。

○9番信澤委員 はい。

○会長 ほかにありますか。なければ許可相当としますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。

それでは、続きまして議案第5号に移ります。

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1 番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。また、雑種地292平米と一体利用の計画でございます。また、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました計画変更申請、議案書5ページ、議

案第2号ナンバー1が関連案件でございます。

2番 契約内容は使用貸借、現在の自宅が老朽化したため申請地を借り受けて住宅を建築したいという農家住宅の申請でございまして、転用済みの畑396平米と一体利用の計画でございまして、

3番 契約内容は売買、県外で借家住まいをしているが高崎に自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、

4番 契約内容は賃貸借、隣地で水道工事を行うに当たり申請地を借り受けて資材置場として使用したいという露天資材置場の申請でございまして、なお、こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間が定められております。転用期間は、令和4年7月27日から令和5年6月30日までの約11か月の申請でございまして、

5番 契約内容は賃貸借、建設業を営んでいるが事業拡大に伴い資材置場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天資材置場の申請でございまして、雑種地103平米と一体利用の計画でございまして、

6番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございまして、

7番 契約内容は売買、電装部品製造業を営んでいるが資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございまして、

8番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、

9番 契約内容は売買、電気工事業を営んでいるが事業拡大に伴い資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございまして、

10番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、

11番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を妻の父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございまして、

12番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、

13番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、

14番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、

15番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、

16番 契約内容は使用貸借、隣接地の住宅工事を請け負っているが搬入路が狭いため申請地を借

り受けて通路用地として使用したいという通路用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます。転用期間は令和4年7月25日から令和5年4月30日までの約9か月間でございます。

17番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

18番 契約内容は使用貸借、経営規模拡大に伴い申請地を法人代表より借り受けて農業用施設を建築したいという農業用施設の申請でございます。

19番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

20番 契約内容は賃貸借、建設業を営んでいるが高崎方面での仕事が増えているため申請地を借り受けて倉庫を建築したいという倉庫用地の申請でございます。

21番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。また、雑種地138平米、公衆用道路54平米と一体利用の計画でございます。なお、用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

22番 契約内容は地上権の設定、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

23番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

24番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、用途指定区分がございまして、第1種低層住居専用地域でございます。

25番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちら用途指定区分がございまして、第1種低層住居専用地域でございます。

26番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちら用途指定区分がございまして、第1種住居地域でございます。

27番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちら用途指定区分がございまして、第1種低層住居専用地域でございます。

28番 契約内容は売買、製造業を営んでいるが工場の新築に伴い従業員用駐車場が不足するため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

29番 契約内容は売買、事業拡大に伴い工場に隣接する申請地を買い受けて工場を建築したいと

いう工場の申請でございまして、転用済みの畑872平米、宅地2,043.25平米、雑種地785平米と一体利用の計画でございます。

30番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

31番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を妻の祖母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、宅地12.26平米と一体利用の計画でございます。

32番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

33番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を妻の母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

34番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を妻の母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

35番 契約内容は売買、住宅敷地が狭いため隣接する申請地を買い受けて庭用地として使用したいという庭用地の申請でございまして、宅地480.44平米と一体利用の計画でございます。

36番 契約内容は売買、釣堀店を営んでいるが来客用駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございまして、転用済みの畑297平米、山林3,575平米、原野1,157平米と一体利用の計画でございます。

37番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を妻の母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

38番 契約内容は売買、妻の実家で暮らしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

39番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を祖父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

40番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

41番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

42番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

43番 契約内容は売買、県外で借家住まいをしているが高崎で自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

44番 契約内容は使用貸借、実家の離れで暮らしているが手狭なため申請地を父より借り受けて

住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

45番 契約内容は売買、事業拡大に伴い現在整備中の資材置場に隣接する申請地を買い受けて一体的に使用したいという露天資材置場の申請でございます。転用済みの田3,581平米と一体利用の計画でございます。なお、開発指導課の事前協議につきましては、6月16日に締結済みとでございます。

46番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

47番 契約内容は賃貸借、現在の事業用地が西毛広域幹線道路用地として収用されるため代替地として申請地を借り受けて管理施設を建築したいという管理施設の申請でございます。なお、さきにご審議いただきました議案書9ページ、議案第3号ナンバー12の地役権設定の3条許可申請と、次のナンバー48が一体利用地の関連案件でございます。

48番 契約内容は賃貸借、現在の事業用地が西毛広域幹線道路用地として収用されるため代替地として申請地を借り受けて使用したいという露天資材置場及び露天駐車場の申請でございます。なお、さきにご審議いただきました議案書9ページ、議案第3号ナンバー12の地役権設定の3条許可申請とさきのナンバー47が一体利用地の関連案件でございます。

49番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を妻の父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、近隣商業地域でございます。

50番 契約内容は売買、土建業を営んでいるが資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。

51番 契約内容は地上権の設定、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

52番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請は52件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ご苦労さまでした。今回、南部と北部を通して一括して説明していただきました。しばらくぶりに5条の現地調査、また聞き取り調査、今回なかったわけです。

それで、この中でナンバー16見ていただきたいのですが、これは中沢幸子委員に関係する案件となっております。そういうことで、ちょっと説明しますが、農業委員会等に関する法律第31条において「農業委員会の委員は、自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」とありますので、ナンバー16を最終の審議にします。審議、質疑として、その際は、中沢幸子委員さんに一時ご退出をお願いいたします。よろし

くお願いいたします。

それでは、ナンバー16を除いて、これより質疑をお受けいたします。

どうですか、皆さん、52件ありますけれども、これとって質問等なければ、これは許可相当といたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、今度は16番の審議に入ります。

では、お願いします。

(10番中沢委員 退席)

○会長 それでは、ナンバー16の審議に入ります。これは、前回、前々回だっけ、前回だったかな。

○事務局 前回です。

○会長 一般住宅の。

○事務局 はい。

○会長 そうだね。一般住宅のありましたよね。それに関係するあれなのですからけれども。どうですか、皆さんから質問等なければ許可相当といたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。

それでは、入室してください。

(10番中沢委員 着席)

○会長 それでは、議案6から7までちょっと通して、それから休憩いたしますけれども、お願いします。

それでは、議案第6号 農地法関係非農地証明願について。

農地法関係非農地証明願の申出に伴い、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの非農地判断について、次のとおり審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第6号 農地法関係非農地証明願について。

1番 現況地目は原野となります。非農地としての理由でございますが、農地復元のための物理的な条件整備が著しく困難であり、かつ申請地の周囲の状況から見て農地復元をしても継続的な利用ができないためでございます。

以上、事務局からの説明となります。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、次に、地域担当委員からこれから報告をお願いするわけですがけれども、今回、吉井の入野地域ですので、吉田春美委員から報告をお願いします。

○25番吉田委員 それでは、ナンバー1につきまして、現地を確認した結果をご報告いたします。5月の26日に推進委員の五十嵐一博委員と事務局職員2名で現地を確認してまいりました。現地は、車両の乗り入れ及び人の立入りができない河川沿いにありまして、数多くの雑草、雑木が生い茂っている状態でした。そのため、農地として活用するのは困難な状況でありました。よって、確認の結果、非農地として認められるものと判断いたしましたことをご報告いたします。

以上です。

○会長 ただいま吉田春美委員から報告がございました。今の説明についてどうですか、これを証明してもよいか伺うわけですけれども。ここも78平米ですか、今の説明ありましたけれども、河川敷のところだったよね。

○25番吉田委員 そうです。

○会長 それで、周りも、もう、すごいのだよね。

○25番吉田委員 ええ。

○会長 だけれども、周りもまだ農地になっているのは、どういうのだかな、ちょっと分からないのだけれども。この……よくよくあれでしょう、非農地証明願を出して、なるようなところでしょう。

証明してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 では、証明することにいたします。

続きまして、議案第7号 高崎市農用地利用集積計画の決定について。

高崎市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項による決定の依頼が、別紙のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第7号 高崎市農用地利用集積計画の決定について。

農林課、佐藤です。議案「農用地利用集積計画について」ご説明させていただきます。別紙でお配りしているA4横の冊子「高崎市農用地利用集積計画 総括表」、「高崎市農用地利用集積計画」、そして「営農類型・主要農機具・家畜飼養状況一覧」をご用意ください。

それでは、説明させていただきます。利用権設定促進事業は、市町村が農地の出し手、受け手の間を調整して権利の設定、移転計画等をまとめた農用地利用集積計画を策定し、農業委員会の決定を経て公告することにより、安心して農地の売買、貸借等を行うことのできる事業です。今回の利用集積計画は、令和4年8月1日公告予定の農用地利用集積計画となります。本来であれば年3回の始期となっている利用権設定ですが、今回は国の事業申請及び売買の都合上、臨時での対応とさせていただきます。

それでは、今回の利用集積計画を総括して説明させていただきますので、薄い冊子「高崎市農用

地利用集積計画 総括表」を御覧いただき、表紙を1枚おめくりください。

利用権の設定を受ける者は2名、利用権を設定する者は8名です。利用権が設定される面積は、地目、田が1筆、2,854平米、地目、畑が16筆、2万1,561平米、合計で17筆、2万4,415平米となっております。そのうち中間管理事業で設定された面積1万4,473平米、割合は59.3%となっております。

以上、簡単ではございますが、農用地利用集積計画に関する説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局から説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質問等お受けいたします。

これを見ると、田より畑のほうが利用権設定が多いということで。最近、若い人が就農する場合も、やっぱり施設園芸とか野菜物が多いのですか。田は、それなりに耕作をしていけばね。どういふのだか、やっぱりあれか、施設野菜とか、そういうのが多いのかね。

○事務局 そうですね、畑のほうが多くて。

○会長 畑のほうがね。

○事務局 ええ。

○会長 どうですか。皆さんのほうから何か質問等なければ、これで決定いたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。

それでは、議案第8号 調査班長及び副班長の互選について。

高崎市農業委員会調査班設置要領第3条の規定により、「調査班ごとの班長及び副班長は互選により定める」とあります。このことについて、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

議案第8号 調査班長及び副班長の互選について。

資料は、お配りいたしましたクリップ留めした「高崎市農業委員会調査班」を御覧ください。

高崎市農業委員会調査班設置要領第3条の規定により、調査班ごとの班長及び副班長は互選により選任を求めるものでございます。

なお、班長及び副班長の任期についてですが、7月20日で新しい調査班長及び副班長へ切替えとなり、7月20日から1年の任期となりますので、ご承知おきください。

また、班長に選任されました委員さんにつきましては、高崎市農業委員会運営委員会の構成委員も兼任することとなりますので、ご了承いただきたいと思っております。

ここで改めまして、運営委員会の概要でございますが、別紙でお配りしました「高崎市農業委員会調査班設置要領」、こちらの2ページ目の下段に記載させていただいておりますので、御覧くだ

さい。

- 1、目的、農業委員会の適正かつ円滑な運営を図る。
- 2、構成、農業委員長、会長職務代理者、各調査班長、農業委員会事務局管理職。
- 3、任期、職務に在任する期間とする。
- 4、所掌事務、①総会に付議すべき条例、規程等に関する審議検討。②総会で決定された事項の推進。③関係機関団体との連絡等に関することなどとなります。

以上で説明を終了いたします。各班での選任をよろしくお願いいたします。

○会長 それでは、これから休憩兼ねて、休憩時間を取ってするかね。そうすれば、おおよそ15分ぐらい見ているかな。それで決まらなければ、もうちょっと取るから。

では、そういうことでちょっと小休止しましょう。よろしくお願いいたします。

休 憩

再 開

○会長 それでは、これより再開いたしまして、事務局から先ほど決まった調査班の班長、副班長を報告していただきます。よろしくお願いいたします。

○事務局 各班ごとにご協議いただいた結果は、次のとおりです。1班班長、松田健委員、1班副班長、吉田春美委員。2班班長、飯野利貞委員、2班副班長、酒井孝委員。3班班長、新井元委員、3班副班長、中沢幸子委員。4班班長、井田裕委員、4班副班長、飯塚大輔委員。

ご報告は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま発表がありましたとおり、決定したようでございます。これから1年間、最後の年になりますけれども、1年間よろしくお願いいたします。

また、副班長さんは、班長さんが、もし都合つかないときは代行するというのでよろしくお願いいたします。

それでは、これから報告事項に入ります。

それでは、報告事項、第1号から第4号まで、事務局、係長、お願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は貸露天駐車場、用途指定区分は第1種住居地域、ほか2件、合計3件の4条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 契約の内容は使用貸借、転用目的は一般住宅、用途指定区分は第1種住居地域、ほか20件、合計21件の5条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約の内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、ほか1件、合計2件の18条の通知につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理いたしました。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

初めに、1番につきましては、令和4年5月の総会におきまして許可相当としていただいた案件になります。開発許可の遅れから許可日がずれ込んでおりましたが、令和4年5月31日付許可で調整されましたことをご報告申し上げます。

2番以降につきましては、先月の総会におきまして許可相当としていただいた案件になります。

また、36ページの22番については、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取を行い、結果、異存なしとの回答をいただいております。4条が3件、5条が41件、合計44件につきまして、他法令の確認も取れましたので、令和4年6月22日付で許可書を交付いたしました。

報告事項は以上でございます。

○会長 報告が終わりました。

続きまして、今度は、申合せ事項に入ります。

申合せ第1号 農業委員会の法令遵守の申合せ決議について。

このことについて、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

申合せ第1号 農業委員会の法令遵守の申合せ決議について。

議案書は38ページでございます。

それでは、申合せ決議を読み上げさせていただきます。

申合せ第1号 農業委員会の法令遵守の申合せ決議。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申合せ決議をする。

記

1 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和4年7月5日、高崎市農業委員会。

以上となりますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○会長 ただいま申合せ決議について説明がございました。許認可に関わることは、公平・公正な運用ということで、これは必ず守っていかなくてはならないと思います。

今の申合せについて、何か皆さんから質問等ございましたら、よろしくお願ひいたします。

それでは、今説明があったとおりの申合せでよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。

続きまして、申合せ第2号です。

申合せ第2号 令和4年度情報活動の推進に関する申合せについて。

事務局、説明をお願いします。

○事務局

申合せ第2号 令和4年度情報活動の推進に関する申合せについて。

それでは、議案書39ページを御覧ください。申合せ第2号 令和4年度情報活動の推進に関する申合せについてご説明をさせていただきます。

最初に朗読をさせていただきます。

情報活動の推進は、農地利用の最適化の推進とともに農業委員会法に位置づけられた農業委員会として取り組むべき重要な活動であり、農業者への情報提供や関係行政機関等への農業委員会の意見を提出するための媒体として、不可欠なものとなっている。

よって、農業委員会が、その主たる使命である農地利用の最適化をより良く果たせるよう農業者等に対する情報活動を一層強化するため、下記事項をここに申合せ決議する。

記

1 「農家の友」など農業委員会の情報発信を強化する。

2 農業委員会ネットワーク機構の組織紙である「全国農業新聞」の普及推進を図り、農業委員及び農地利用最適化推進委員の各1人が新規に1部以上の購読者の確保に努める。（新規拡大目標部数：57部）

3 「全国農業図書」の普及推進を図る。

令和4年7月5日、高崎市農業委員会。

ただいま朗読申し上げました中の2の「全国農業新聞」についてでございますが、昨年度に引き続き「全国農業新聞」の普及拡大運動を行っていただくというものでございます。委員さん1人当たり、新規に1部以上の購読者の確保を目標としたものとなっております。なお、普及拡大運動の詳細につきましては、8月3日に開催予定の農地パトロール説明会において、説明をさせていただきますので、ご承知おきください。

申合せ第2号についての説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長 ただいまの説明について、皆さんから何か質問等ございますでしょうか。

農業新聞のこの普及活動というのは、なかなか、もうみんなとっていてお願いするのも大変なのですけれども、一旦やめた人は、また取ってくださいというわけにいかないのです。また、それもちよっと大変なのですけれども。まして農業者が減っている中で推進というのは難しいけれども、よろしくお願ひしますと言う以外にどうしようもないのだけれども。

これで意見がなければ、申合せとしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい。

その他ということで、事務局、何かありますか。

今度は次の運営協議、運営協議は早い時間なのです。

今度は、順番が変わるのだ。今度は、北部が先。それで9時半かな。農地パトロールの説明会があるので。そうすると、あれか、議案を先にしてから農地パトロールの説明だよ。

○事務局 はい。

○会長 そういうことになるそうです。では、次回そういうちょっと早い時間だけれども、よろしく。

また暑いときに農地パトロールなんてね。以前は意外と涼しいときだったのだけれども、一番草の多いときに調査しろなんて、そんなのでね。皆さんには大変ご苦労いただくのですけれども、よろしくお願ひいたします。

皆さんのほうから何かございます。

○全員 なし。

○会長 局長のほうから。

○事務局長 特になし。はい。

○会長 ないですか。

○事務局長 はい。

○会長 それでは、明日、除外ということで保健センターですね。また、2時からでしたっけ。

○14番塚越委員 2時だね。

○会長 また、よろしくお願ひいたします。

◎閉会の宣告

○会長 それでは、以上をもちまして、第25回農業委員会総会を終了いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時00分 閉会